



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
10月20日(水)  
号 外  
第56号

## 目 次

### 条 例

○栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定	2
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正	4
○栃木県手数料条例の一部改正	6
○栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正	6
○公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正	7
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正	8
○流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正	9
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	10

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定（栃木県条例第49号）

- 1 この条例の施行の際現に公布されている条例の形式を左横書きに改正するため、条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、令和3（2021）年11月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正（栃木県条例第50号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
  - (1) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（別表第1関係）
  - (2) 栃木県個人情報保護条例（第34条関係）
  - (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第1条及び第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1の(1)は、規則で定める日から施行することとしました。

### ◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第51号）

- 1 知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理に関する手数料を新設することとしました。（第3条及び別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第52号）

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域において相談援助業務又は介護等業務に従事した場合における修学資金の返還免除の要件の特例を規定することとしました。（第11条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正（栃木県条例第53号）

公衆浴場等の営業者が講じなければならない衛生措置等の基準を改めるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 公衆浴場法施行条例関係
  - (1) 公衆浴場において男女の混浴を制限する年齢を、7歳以上（現行12歳以上）とすることとしました。

(第6条関係)

(2) 公衆浴場の浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度を管理しなければならないこととしました。(第7条関係)

2 旅館業法施行条例関係

旅館業の施設の浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度を管理しなければならないこととしました。(第12条関係)

3 施行期日

この条例は、令和4(2022)年1月1日から施行することとしました。ただし、1の(2)及び2は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正(栃木県条例第54号)

1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正(栃木県条例第55号)

1 下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第1条、第3条及び第5条関係)

2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第56号)

1 栃木県総合運動公園北・中央エリアに新たに設置される武道館の弓道場(遠的射場)及び多目的広場(クレー)の使用料の額を定めることとしました。(別表関係)

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、規則で定める日から施行することとしました。

(2) 栃木県都市公園条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例
- 2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 5 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和三年十月二十日

栃木県知事 福田 富 一

### 栃木県条例第四十九号

#### 栃木県条例の形式を左横書きに改正する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例(以下「改正後条例」という。)における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

1 改正後条例における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
十二 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十三 右（文面上の位置又は方向を示すために用いら	上記

れているものに限る。)	
十四 上欄	左欄
十五 下欄	右欄
十六 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十七 促音に用いる「つ」又は「ツ」	それぞれ「つ」又は「ツ」

- 2 前項の表十二の項から十五の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十七の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと思われるときは、知事が別に定めるところによる。(委任)

**第四条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

**栃木県条例第五十号**

**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例**

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第一条** 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>別表第一 (第二条、第三条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>法第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(三) <u>(十二)</u> 略</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> </table>	<p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>法第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(三) <u>(十二)</u> 略</p>	略	<p><b>別表第一 (第二条、第三条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条及び第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>(十一)</u> 略</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> </table>	<p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条及び第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>(十一)</u> 略</p>	略
<p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>法第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(三) <u>(十二)</u> 略</p>	略				
<p>一〜三十六 略</p> <p>三十六の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第五十二条及び第五十六条第一項</u>の規定による認可</p> <p>(二) <u>(十一)</u> 略</p>	略				

三十七〜四十二 略

三十七〜四十二 略

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

**第二条** 栃木県個人情報保護条例(平成十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第三十四条</b> 実施機関は、訂正決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等の記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号利用法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第三十四条</b> 実施機関は、訂正決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等の記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

**第三条** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年栃木県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九條第二項及び<u>第十九条第十一号</u>の規定に基づき、個人番号(法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)の利用及び特定個人情報(法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p><b>第三条</b> 法第十九条第十一号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九條第二項及び<u>第十九条第十号</u>の規定に基づき、個人番号(法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)の利用及び特定個人情報(法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p><b>第三条</b> 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために</p>

必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、規則で定める日から施行する。  
(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第五十一号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p><b>第三条</b> 県が徴収する手数料は、別表第一の八の八の項、八の九の項、五十五の二の項から五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十六の項、三百三の項、三百二十八の項から三百三十一の項まで、三百七十五の項、<u>三百七十六の二の項</u>、<u>三百七十七の項</u>、五百十二の項及び五百十三の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜三百七十六 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三百七十六の二 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</td> <td>一頭当たり一回につき六十円</td> </tr> <tr> <td>三百七十七〜五百十七 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	金 額	一〜三百七十六 略		三百七十六の二 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	一頭当たり一回につき六十円	三百七十七〜五百十七 略		<p>(手数料の徴収方法)</p> <p><b>第三条</b> 県が徴収する手数料は、別表第一の八の八の項、八の九の項、五十五の二の項から五十五の四の項まで、百二十五の項、百二十六の項、三百三の項、三百二十八の項から三百三十一の項まで、三百七十五の項、<u>三百七十七の項</u>、<u>五百十二の項</u>及び五百十三の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜三百七十六 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三百七十七〜五百十七 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	金 額	一〜三百七十六 略		三百七十七〜五百十七 略	
事 務	金 額														
一〜三百七十六 略															
三百七十六の二 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	一頭当たり一回につき六十円														
三百七十七〜五百十七 略															
事 務	金 額														
一〜三百七十六 略															
三百七十七〜五百十七 略															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第五十二号

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>介護福祉士養成施設法第四十条第二項第一号から第三号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。</u></p> <p>三・四 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p><b>第十一条</b> 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>一 <u>社会福祉士修学資金の借受者にあつては、社会福祉士養成施設を卒業した日の翌日から起算して一年以内に県内において社会福祉士として相談援助業務に従事し、引き続き七年間(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法の規定により過疎地域とみなされる)区域を含む。以下「過疎地域」という。)において当該相談援助業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に四十五歳以上の者であつて、離職して二年以内のものをいう。以下同じ。)が当該相談援助業務に従事した場合にあつては、三年間)当該相談援助業務に従事したとき。</u></p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>介護福祉士養成施設法第三十九条第一号から第三号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。</u></p> <p>三・四 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p><b>第十一条</b> 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>一 <u>社会福祉士修学資金の借受者にあつては、社会福祉士養成施設を卒業した日の翌日から起算して一年以内に県内において社会福祉士として相談援助業務に従事し、引き続き七年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)において当該相談援助業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に四十五歳以上の者であつて、離職して二年以内のものをいう。以下同じ。)が当該相談援助業務に従事した場合にあつては、三年間)当該相談援助業務に従事したとき。</u></p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第十一条の規定は、令和三年四月一日以後に新たに栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第六条第二項に規定する貸与契約(以下「貸与契約」という。)を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除について適用し、同日前に貸与契約を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

(高齢対策課)

栃木県条例第五十三号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

**第一条** 公衆浴場法施行条例(昭和二十四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(風紀)</p> <p><b>第六条</b> 営業者は、次に掲げる基準に従つて、風紀を維持しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>七歳</u>以上の男女の混浴は、制止すること。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 略</p> <p>(衛生)</p> <p><b>第七条</b> 営業者は、次に掲げる基準に従つて、浴場内外の清潔を常に保持しなければならない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>十五 二十八 略</p>	<p>(風紀)</p> <p><b>第六条</b> 営業者は、次に掲げる基準に従つて、風紀を維持しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>十二歳</u>以上の男女の混浴は、制止すること。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 略</p> <p>(衛生)</p> <p><b>第七条</b> 営業者は、次に掲げる基準に従つて、浴場内外の清潔を常に保持しなければならない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより遊離残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>十五 二十八 略</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

**第二条** 旅館業法施行条例(昭和三十二年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第十二条</b> 入浴設備については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>八 十四 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><b>第十二条</b> 入浴設備については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより遊離残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>八 十四 略</p> <p>2・3 略</p>

**附 則**

この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中公衆浴場法施行条例第七条第十四号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)



**栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例(平成二十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第三条</b> 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) <u>第二条第二十項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第二十一項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>四・六 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第三条</b> 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) <u>第二条第十五項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第十六項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>四・六 略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

**栃木県条例第五十五号**

**流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例**

流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(昭和三十六年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。) <u>第二十五条の三十第一項</u>において準用する法第七條第二項及び第二十一條第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p><b>第三条</b> 法<u>第二十五条の三十第一項</u>において準用する法第七條第二項に規定する流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。) <u>第二十五条の十八第一項</u>において準用する法第七條第二項及び第二十一條第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p><b>第三条</b> 法<u>第二十五条の十八第一項</u>において準用する法第七條第二項に規定する流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>

**第五条** 法第二十五条の三十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 六 略

**第五条** 法第二十五条の十八第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 六 略

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都市整備課)

**栃木県条例第五十六号**

**栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例**

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の敷イ専用利用の場合の項(武)武道館の表中

弓道場 (近的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

を

弓道場 (近的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円
弓道場 (遠的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

に 改

第10条 区域ごとのものに長くなる。

(七) 多目的広場(クレイ)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		1,750円	2,360円	3,980円
	入場料を徴収する場合		4,370円	5,900円	9,950円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		4,370円	5,900円	9,950円
	入場料を徴収する場合		43,700円	59,000円	99,500円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改出する。

改 出 後	改 出 前
<p>別表(第10条、第13条関係)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、<u>多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)</u>(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくは<u>多目的広場(投てき場)</u>を専用利用す</p>	<p>別表(第10条、第13条関係)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場若しくは多目的広場(投てき場)_____ (以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場又は_____ 多目的広場(投てき場)を専用利用す</p>

る者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合又は多目的広場（クレイ）を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。

9 略  
8 略

る者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合

の使用料は、無料とする。

9 略  
8 略

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表7栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項に次のように加える改正規定、同部備考の改正規定及び次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1（第7条、第12条関係）</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（投てき場）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（クレイ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 略 2～9 略</p>	施 設 名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	多目的広場（投てき場）	多目的広場（クレイ）	略		<p>別表第1（第7条、第12条関係）</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（投てき場）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 略 2～9 略</p>	施 設 名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	多目的広場（投てき場）	略	略	
施 設 名																	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																
	多目的広場（投てき場）																
	多目的広場（クレイ）																
略																	
施 設 名																	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																
	多目的広場（投てき場）																
	略																
略																	

(教育委員会事務局スポーツ振興課)